



宮 崎 県 公 報

令和8年5月7日(木曜日) 第710号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁
○保安林の指定解除の予定の通知(2件)……………(自然環境課) 1	
○家畜伝染病発生の届出……………(家畜防疫対策課) 1	
公 告	

○入札公告…………… 1	
教育委員会告示	
○宮崎県指定無形民俗文化財の指定解除…………… 3	
選挙管理委員会告示	
○串間市長選挙における当選の効力に係る審査の 申立ての裁決…………… 3	

告 示

宮崎県告示第 359号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和8年5月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 解除予定保安林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字小野 548-2・548-3(以上2筆国有林。)
- 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- 解除の理由 道路用地とするため

宮崎県告示第 360号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和8年5月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 解除予定保安林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字外屋之滝 520-2・字笹尾 585-19(以上1字2筆国有林。)
- 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- 解除の理由 道路用地とするため

宮崎県告示第 361号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第 166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和8年5月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭(羽)数	発生場所(区域)	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	西都市	令和8年3月4日

公 告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和8年5月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- 件名 刑事手続IT化に伴う機器調達事業
- 借入物品及び数量 刑事手続IT化に伴う機器一式
- 借入物品の特質等 仕様書のとおり
- 契約期間 令和8年12月1日から令和13年11月30日まで
- 納入場所 仕様書のとおり
- 要求所属 宮崎県警察本部刑事部刑事企画課
宮崎市旭一丁目8番28号
郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110
- 入札方法 (2)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料(保守料含む。)の1月当たりの単価に契約期間月数を乗じて得た金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1(4)の契約期間において、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合は、本件契約を解除するものとする。
- 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

<p>(1) 令和8年宮崎県告示第94号に規定する資格を有する者であること。</p> <p>(2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。</p> <p>(3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。</p> <p>(4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。</p> <p>(5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)~(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。</p> <p>(6) 経営者等（法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあつてはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。</p> <p>(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。</p> <p>4 入札参加資格等の審査</p> <p>入札に参加しようとする者は、納入する物品が仕様を満たしているか、令和8年6月5日（金）午後5時までに要求所属へ審査書類を提出し、審査を受けること。</p> <p>審査の方法については、入札説明書のとおりとし、審査結果については令和8年6月26日（金）までに要求所属から連絡する。</p> <p>要求所属から機器審査結果の承認通知を受けた者は、競争入札参加申請書（別紙1）に必要な書類を添えて、令和8年6月30日（火）午後5時までに下記13の場所に提出すること。</p> <p>また、上記書類の提出方法については、持参又は送付（書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。）により提出（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）すること。</p> <p>入札参加申請後に、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。</p> <p>なお、提出された書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。</p> <p>5 契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法</p> <p>3(1)に掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。</p> <p>(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所</p> <p>宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208</p> <p>(2) 申請書類の受付期間</p>	<p>令和8年5月7日（木）から令和8年5月25日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前8時30分から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。</p> <p>なお、入札に間に合わないおそれがあると認められる時は、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。</p> <p>6 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110</p> <p>(2) 期間 令和8年5月7日（木）から令和8年7月2日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。</p> <p>7 入札説明書及び仕様書の交付</p> <p>(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>(2) 期間 令和8年5月7日（木）から令和8年6月5日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。</p> <p>※郵送により入札説明書及び仕様書の交付を受ける場合は、交付を受けたい者の費用負担により、着払い送付の方法により交付を行う。</p> <p>(3) 仕様、入札に関する質疑受付期限及び回答予定日</p> <p>令和8年6月3日（水）午後5時までに入札質問書を持参のほか、送付又は電子メール（アドレス：mpha0201@pref.miyazaki.lg.jp）により提出すること。電話による質問は認めない。送付及び電子メールにより提出する場合は、提出する前に必ず電話で送付又は電子メールで入札質問書を提出する旨連絡すること。</p> <p>上記入札質問書に対する回答は令和8年6月5日（金）までに実施する。</p> <p>8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室 宮崎市旭1丁目8番28号</p> <p>(2) 期限 令和8年7月2日（木）午後3時（送付にあつては下記13の場所に令和8年7月1日（水）午後5時必着とする。）</p> <p>(3) 方法 持参又は送付（書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。）</p> <p>9 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室</p> <p>(2) 日時 令和8年7月2日（木）午後3時</p> <p>10 入札保証金</p> <p>入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。</p> <p>11 入札の無効に関する事項</p> <p>宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。</p> <p>12 落札者の決定の方法</p> <p>予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。</p> <p>13 契約に関する事務を担当する部署</p> <p>宮崎県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>日本語及び日本国通貨</p> <p>15 その他</p> <p>(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情</p>
---	---

検討委員会が調達停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be required: Equipment for the Digitalization of Criminal Procedures
- (2) Time limit for tender: 3:00 p.m. 2 July, 2026 (tenders submitted by post 5:00 p.m. 1 July, 2026)
- (3) Contact point for the notice: Accounting Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第2号

次の表に掲げる宮崎県指定無形民俗文化財が令和8年3月24日付け文部科学省告示第52号により重要無形民俗文化財に指定されたことから、宮崎県文化財保護条例(昭和31年宮崎県条例第15号)第27条第5項の規定により同日付で当該宮崎県指定無形民俗文化財の指定を解除されたので、同条第7項の規定により告示する。

令和8年5月7日

宮崎県教育委員会教育長 吉 村 達 也

種 別	名 称	所 在 地	保 存 団 体
県指定無形民俗文化財	高鍋神楽	児湯郡高鍋町・都農町・川南町・新富町・木城町・東臼杵郡美郷町	高鍋神楽保存会
県指定無形民俗文化財	諸塚神楽	東臼杵郡諸塚村	諸塚神楽保存会

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第38号

審査申立人X(以下「申立人」という。)が令和8年4月4日付けで提起した公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第206条第2項に基づく令和7年9月28日執行の串間市長選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に係る審査申立て(以下「本件審査の申立て」という。)について、宮崎県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は次のとおり裁決した。

令和8年5月7日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

主文

本件審査の申立てを却下する。

第1 事案の概要

本件審査の申立ては、申立人が本件選挙における当選の効力に関し、令和7年9月29日付けで串間市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)に対して異議の申出を行ったところ、これに対する令和7年10月6日付けの市委員会の決定を不服として、本年4月4日付けで当委員会に対し、市委員会の決定を取り消し当選人の当選

を無効とするとの裁決を求めたものである。

第2 申立人の主張

本件選挙における候補者の得票数を数え直し、当選人の当選無効について審査を求める。

第3 裁決の理由

法第206条第2項に規定されている地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する審査の申立ては、「その当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者が行うことができる」とされているが、その趣旨は、「選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、その選挙区の選挙に参加しうる権利を有する者にその結果の違法を主張する途を与え、もって選挙に関する法規の適用の客観的適正を期している法意であると解するのが相当である」(昭和39年2月26日最高裁判所大法廷判決)とされている。

この趣旨に照らせば、同項が定める選挙人とは、選挙区のある選挙においては、当該選挙区に所属し、当該選挙区の選挙に参加し得る権利を有する選挙人に限られると解される。

当委員会において、審査申立人の本件選挙における選挙権について調査したところ、審査申立人は本件選挙の選挙人ではなく、また、公職の候補者にも該当しないため、本件審査の申立ては、不適法であり補正することができない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和8年4月23日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

--	--